

高齢者サービスをご利用ください



介護保険以外の主なサービスをご紹介します

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区はさまざまなサービスを行っています(コード①)。

要件や申請方法など詳細は、高齢福祉課または地域包括支援センターにお問い合わせください。

☎高齢福祉課在宅事業係 (☎5722-9839、FAX5722-9474)

地域包括支援センター

(月～金曜日8:30～19:00、土曜日8:30～17:00。祝・休日を除く)

北部	大橋1-5-1 クロスエアタワー9階 ☎5428-6891、FAX3496-5215
東部	総合庁舎本館1階 ☎5724-8030、FAX3715-1076
中央	中央町2-9-13 食販ビル内 ☎5724-8066、FAX5722-9803
南部	碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側 ☎5724-8033、FAX3719-2031
西部	柿の木坂1-28-10 ☎5701-7244、FAX3723-3432

介護が必要なかたや難聴のかたへのサービス

紙おむつなどの支給

対象商品カタログ掲載の紙おむつや尿取りパッドなどを自宅へ配送します(月6,600円まで。約1割の自己負担あり)。

☎65歳以上で失禁状態にある要介護2～5の区内在住者

おむつ代の支給

医療機関に入院中に支払った紙おむつ代金を支給します(月額6,000円が上限。年4回の申請期間に受け付け)。

☎65歳以上で医療保険適用の病棟に入院した失禁状態にある区内在住者

理美容サービス

自宅でカットなどの理美容サービスが受けられる補助券を交付します(年4回分が上限。1回につき2,000円の自己負担あり)。

☎65歳以上の要支援1・2または要介護1～5と認定され、寝たきり・認知症などで外出が困難な区内在住者

高齢者補聴器購入費助成

日常生活の聞こえにくさでお困りの高齢者を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。購入前に手続きが必要です(問い合わせは高齢福祉課のみ)。

☎次の要件を全て満たす区内在住者

- ①65歳以上で、住民税非課税
- ②耳鼻咽喉科専門医から基準を満たす証明を受けた(両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満ほか)
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の対象(高度難聴以上)ではない

助成額 上限50,000円(1人1回限り)

対象機器 両耳または片耳に装着する補聴器の本体費用(付属の電池・充電器・イヤモールドを含む)。管理医療機器として認定された製品を認定補聴器専門店で購入する場合に限る

1人暮らしや高齢者のみの世帯のかたへのサービス

ひとりぐらし等高齢者登録

1人暮らしや高齢者のみの世帯のかたなどに、緊急連絡先や電話番号などを登録していただき、緊急時や災害時の安否確認、避難行動につなげます。

この登録をすることで受けられるサービスがあります。

☎65歳以上で、次のいずれかに該当する区内在住者

- ①1人暮らし、または同居家族全員が65歳以上
- ②同居家族が中学生以下、または常時介護が必要なかたのみ
- ③同居家族が就労などにより、一定の時間帯に1人、または65歳以上のかたのみになる

非常通報システム

自宅内での急病や事故の際、固定型(下写真左)またはペンダント型(下写真中央)の通報機のボタンを押すと、コールセンターに通報が入り、救急車の手配や親族などへの連絡を行います。

主な要件

- 固定電話がある(一部の回線は不可)
- 警備会社に自宅の鍵を預ける
- 自動通話録音機などの併用は不可

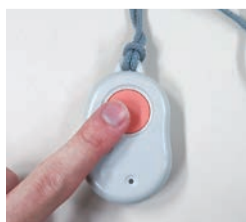
※固定電話をお持ちでないかた向けにモバイル型通報機(下写真右)あり

☎ひとりぐらし等高齢者登録をしているかた

¥月額286円。自宅内での動きが少ない場合に自動通報する生活リズムセンサー併用の場合は月額491円



固定型通報機



ペンダント型通報機



モバイル型通報機

写真提供 ALSOKあんしんケアサポート株式会社

電話訪問(さわやかコール)

定期的に自宅に電話し、安否確認などを行います。

☎ひとりぐらし等高齢者登録をしているかた

配食サービス

昼食または夕食の弁当を自宅にお届けするとともに、安否確認を行います(弁当は原則本人への手渡し)。

☎ひとりぐらし等高齢者登録をしているかたで、次のいずれかに該当するかた

- ①要支援1・2または要介護1～5と認定され、買い物・調理が困難(1日1食、週7日まで)
- ②75歳以上の単身で介護認定がなく、近隣に親族がない(1日1食、週2日まで)

¥1食244～599円(弁当の種類による)

高齢者のしおりを配布しています



介護・福祉サービス、医療、住まいのことなど、暮らしに関する情報を掲載しています。総合庁舎本館2階高齢福祉課や地域包括支援センターで配布するほか、☎☎(コード②)でご覧になれます。

